

「小清水町総合教育会議」(要点筆記)

開催日時 平成30年6月21日(木) 10:00~13:00

開催場所 庁舎2階 第3会議室

出席者 9名

	町長	久保弘志
教育委員会	教育長	加藤友幸
	職務代理者	渡辺亨
	委員	更科明美
	委員	鈴木修司
事務局	委員	鈴木君子
	総務課長	服部隆文
	生涯学習課長	中野也寸志
	学校教育指導主事	佐伯義則

開 会

あいさつ 町長(内容省略)

協議事項

1. 小清水町いじめ防止基本方針について

【中野課長】

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止のための対策を総合的、効果的に推進するための「小清水町いじめ防止基本方針」を策定(改訂)したので概要を報告する。

【佐伯主事】 方針概要説明

H25のいじめ防止対策推進法の制定により、国及び道ではいじめの防止の基本方針を策定しており、H29に3年ごとの見直しが行われたことを受け、町の方針を改訂し基本方針として策定した。

内容のポイントは、まず①いじめの定義を明確化(P.1)、②いじめ解消の判断基準の明確化(P.7)を行い、③いじめ防止の取組み内容(P.6)や、④児童生徒の役割について規定した。また、各学校において定める⑤基本方針の内容を明確化し(P.5)、⑥児童生徒の意見を取り入れることとした。

さらに、いじめへの対処にあたっては、⑦学校、保護者、関係機関、専門機関との連携により組織的な対応を行うこととした。

これらの対策について、基本は学校において解決を図り、重大事案の場合は調査組織を設け、結果について町長へ報告する。

《質疑等》

(委員) 学校におけるいじめの報告はどのようになっているのか。

いじめによる不登校があると聞いているが、対応はあるか。

(委員会) 学校において定期的にアンケートによる実態調査を行っており、教育委員会に報告されるが、その中ではいじめと認定される事例の報告はない。

不登校については、今後、学校側から聞き取りをおこない協議していきたい。

《審議結果》

小清水町いじめ防止基本方針の策定について了承する。

2. 学校訪問 (11:00~13:00)

協議終了後、総合教育会議による小清水小学校訪問を実施した。

(1) 小学校対応者 可児校長、小原教頭

(2) 内容

①学校経営説明

学級編成及び児童数、教職員の状況、教育目標、小中一貫教育の概要、特別支援学級の状況の説明を受けた。

②授業参観 各教室を回り授業の様子を参観

③給食試食 1年生の教室で児童と一緒に給食を試食
(※給食費については自己負担)